

鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、鶴岡市立荘内病院（以下「病院」という。）に医師として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、病院における医師の確保を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 将来医師として病院に勤務する意思を有していること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）を除く。以下「大学」という。）の医学を履修する課程に在学していること。
- (3) 他の修学資金の返還の債務がないこと（病院事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認める場合を除く。）。

(修学資金の額等)

第3条 修学資金の額は、年額200万円以内の額で管理者が別に定める額とする。

2 修学資金を貸与する期間は、貸与を受ける者の在学する大学の正規の修学期間の終了する日までとする。

3 修学資金には、利子を付さない。

(保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して返還の債務を負担するものとする。

(貸与の休止)

第5条 管理者は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(貸与の打ち切り)

第6条 管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の貸与を打ち切るものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して3月以内に、貸付けを受けた修学資金の総額を一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特に認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

- (1) 大学を卒業したとき。
- (2) 前条の規定により修学資金の貸与を打ち切られたとき。

(返還の猶予)

第8条 管理者は、前条の規定により修学資金を返還すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 次条第1項第1号に規定する事由に該当し、返還の債務の免除を受けようとするとき 免除の決定を受けるまでの間

(2)災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると管理者が認めるとき 当該事由が存続する間
(返還の免除)

第9条 管理者は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかの事由に該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1)大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に医師免許を取得し、その取得した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日までに病院に勤務した場合において、その引き続き在職期間が修学資金の貸与を受けた期間に1.2を乗じて得た期間(月を単位とし、1月に満たない期間は切り捨てる。当該期間が5年に満たないときは、5年とする。)に達したとき。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該事由が存続する間は、引き続き病院に在職することを要しないものとする。

ア 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

イ 管理者が別に定める医療機関で研修を受けているとき。

ウ 修学資金の貸与を受けた者の責めに帰すことができないと認められる理由により、病院に勤務していないとき。

(2)前号の在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 管理者は、前項に定める場合のほか、修学資金の貸与を受けた者がやむを得ない事由により修学資金を返還することができないと認めるときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(遅延利息)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日からこれを返還した日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。